

第4章 ゆりかご事例と相談事例から見える諸課題

「県検証報告書」においては、ゆりかご事例と相談事例の分析を通じて多くの課題が示されているが、第3期においても、第1期、第2期で示された課題とほぼ同様の課題が認められた。当専門部会では、第1期、第2期の課題を踏まえ、さまざまな意見が出されたが、ここでは、第3期において認められた特徴的な課題や新たな課題を中心に整理した。

1 ゆりかごに預け入れる以前の課題

(1) 公的相談機関の対応のあり方について

第3期においても、預け入れる以前に公的相談機関が何らかの関わりを持っていた事例が見られた。

このような事例においては、相談者が求める内容に対し、公的相談機関の提供する支援方法や対応策が合致していなかったり、相談者自身が公的な相談窓口や支援制度に関する理解が不足していたりしたため、必要な相談に結びつかず、預け入れに至ったものと考えられる。

○ 特定妊婦として出産前から市町村がフォローを行ったものの、速やかな解決に至らずに、ゆりかごに預け入れた事例

◆事例A：離婚した母親が、内縁関係の父親との間の第3子を預け入れ。特定妊婦として市町村がフォローしていた。精神的にも不安定であり、出産後も面接や訪問等支援を重ねていた。

○ 同じ母親による2度目のきょうだい預け入れ事例

◆事例B：離婚後、パートナーにも家族にも相談せず、第6子を自宅出産。同居の家族は出産に気付いていない。子どもを殺そうと思いを塞いだが大変なもので止め、殺すよりましだと思ひ、預け入れを決めた。後日、以前にゆりかごに第5子を預け入れていたことが判明。第5子の存在についても、家族には知らせしていない。

これらは、特定妊婦として支援を行っていた事例と、以前にもゆりかごへ預け入れたことのある事例であり、公的相談機関による適切な支援ができていたのか疑問が残るものである。このような事例を防ぐためには、妊娠から育児までの切れ目のない相談支援体制の充実が重要であり、本人が置かれた状況を総合的に把握し、具体的な問題解決に繋がるような相談対応が望まれる。また、妊娠・育児相談に対して緊急対応できる窓口の必要性も感じられる。

なお、きょうだいで預け入れられた事例はこれまでに3件あった。

(2) 妊娠・出産期からの支援体制について

妊娠期から出産に至る時期は、その後の親子関係、ひいては子どもの人格形成のスタートの重要な時期であるが、ゆりかご事例、病院相談事例においては、この時期の母親は多くの問題を抱えているという特徴がある。特に未成年、産後うつが疑われる場合等リスクの高い（ハイリスク）妊婦等への支援、生活苦、思いがけない妊娠、望まない出産、障がい児を妊娠・出産した親等への支援に関する課題が見られる。このため、それぞれの抱える問題に応じた細やかな対応と支援体制の充実が求められる。

- ◆事例C：夫以外の子を妊娠し、中絶も考えたが中絶するお金がなかった。別居中の夫には妊娠を知らせず、誰にも相談できず自宅出産した。経済的にも困窮しており育てられない。
- ◆事例D：障がいがあるため養育に悩んだ夫婦からの預け入れ。生後1か月の市町村の家庭訪問後、所在が分からなくなった。所轄児童相談所からの問い合わせにより身元判明。

(3) 妊娠・出産に対する意識・理解について

自分が望んでない妊娠・出産に対して、特に若年者の事例の場合、「思いがけない出来事」として対処しようとする傾向が見られる。心の準備も無く、自分の命を継承する者が生まれてくることに喜びを持たないまま出産に至った事例が少なくない。こうした背景には、若い世代の妊娠・出産に対する基本的な知識が不足しているという実態がある。

このため、家庭や学校をはじめ、さまざまな機会を捉えて、若年層から命を大切にす教育や性教育をさらに充実していくとともに、あわせて、妊娠・出産・育児に関する福祉制度や公的相談窓口の周知を積極的に進めることが必要である。

- ◆事例E：未婚での妊娠。自宅出産。パートナーには避妊をお願いしたが、してくれなかった。誰も相談できなかった。将来は自分で育てたいので、自立するまで預かってほしい。

(4) 子どもの父親の当事者としての自覚について：新規項目

父親が、母親と内縁関係や恋人の関係の場合、妊娠が判明すると行方不明になったり、出産しても認知しなかったり、ゆりかごへの預け入れを勧めたり、また、父親に妻子がある場合では、父親が妊娠を知らなかったり、妊娠したことを知っていても何ら支援を行わない等父親の側が妊娠・出産に対して当事者としての自覚を持ちえていない例も少なくない。

父親自身が、妊娠・出産・育児の問題は自らの問題でもあることを自覚することが必要であり、そのことについて社会に強く訴えていくとともに、そのための教育や啓発に力を入れていくことが重要である。

◆事例F：離婚した元夫との間の子どもで3人目。元夫には中絶してくれと言われたが、中絶できなかった。他には相談していない。自宅出産。元夫がゆりかごへの預け入れを強く勧めた。できることなら自分で育てたいが、経済的に厳しい。

(5) ゆりかごに預け入れられるまでの危険性について

ゆりかごに預け入れられた以降の子どもの安全確保については、病院において設備面及び受け入れ態勢の両面において十分な体制がとられており、開設当初から現在に至るまで、子どもの安全にかかわる問題は発生していない。

しかしながら、ゆりかご設置当初から、ゆりかごに預け入れられるまでの過程において、母子の身体的な安全が懸念されるという問題が指摘されていたが、第3期においても、産後間もない母親と子どもが、ゆりかごを目指して長距離を移動してくるという事例が複数見られた。特に、出産直後を含め浅い日数で長距離を移動することについては、母子ともに生命が危険にさらされる可能性が高い。

また、ゆりかごに預け入れることを前提として、自宅出産し、自分で出産後の処置を行った事例等、長距離移動と同様、生命の危険性を伴う事例も複数見られた。

さらに、こうした自宅出産等の影響もあると推測されるが、第3期において低出生体重児等により治療を要する子どもの預け入れの割合が増加している。

このため、ゆりかご運用にかかる問題として、これらの危険性について十分な注意喚起を行う必要がある。

◆事例G：結婚予定だった父親に実子かどうか疑われたため別れた母親は、出産後子どもを連れて行方不明となり、捜索願を出されていた。この間に、ゆりかごへ預け入れ。警察からの連絡で、身元判明。友人からゆりかごの話を知り、自分で育てるのは、無理だと思い家族には相談せず、飛行機に乗り預け入れに来た。

2 ゆりかごの運用面と対応における課題

(1) 慈恵病院での対応

本報告では、当専門部会でこれまで3か月に1度行われてきた運用状況の議論も踏まえ、ゆりかごの運用に対する慈恵病院の対応について検討を行った。

ア 施設の運用、初期対応について

平成23年1月23日から産科・小児科棟の新設に伴い、ゆりかごの施設も新病棟に移動した。その後、相談者が預け入れ前にインターホンを押したところ、鳴動するブザーに病院職員が気づかず、応答がなかったことから預け入れに至った事例が発生した。これに対しては、直ちに設備面での改善が図られているが、定められた手順によりの確な対応の徹底が求められる。

イ 幼児の預け入れ事例について

ゆりかごは新生児を想定して運用されているが、これまでに幼児が6件(第1期2件、第2期4件)預け入れられている。預けられた時点での最高年齢となるのは、推

定年齢が3歳の事例であり、この場合、自分がゆりかごに預けられたことを記憶している。その後の愛着形成上も問題があり、このような事例を回避するために、ゆりかごは新生児を預ける施設で、幼児を預ける施設ではないことの周知を徹底すべきである。

ウ 預け入れた者との面接、身元判明について

これまでゆりかごに預け入れられた事例の約半数については、ゆりかごの預け入れの際にその場での預け入れに来た者との面接に繋がり、身元が判明している。

一方、身元が判明しなかった事例は、第1期で11件(22.6%)、第2期で4件(13.3%)、第3期で8件(40.0%)の割合で推移している。

病院は当初匿名での預け入れを前面に出していたが、その後、ホームページやゆりかごの扉の表示を変更したことにより、預け入れることなく相談に結びついた事例もある。その一方で、預け入れ時に病院職員が駆けつけたにもかかわらず、相談に繋がらず身元の判明ができていない事例がある。特に第3期については、接触できない事例が多くあった。身元が分からないということは、預け入れられた子どもの出自をはじめとした、その後の養育に必要な情報が全くないということである。

このため、病院は、できるだけ子どもの出自を把握する必要性を預け入れた者に理解してもらうための努力を行うとともに、これまで以上に預け入れに来た者との接触に努め、接触が困難な場合でも、何かひとつでも手がかりを残してもらうための方策等の検討が必要である。

エ ドラマの放送による慈恵病院への相談件数の増加について：新規項目

平成25年11月に慈恵病院を舞台にしたドラマの放送があり、その放送を機に慈恵病院への妊娠等に関する悩み相談が大幅に増加しており、相談者の居住地が判明している相談事例のうち83.6%は、熊本県外からの相談である。国内唯一のゆりかごが設置されている本市として、全国的に妊娠に関する悩み相談について体制を整えるよう国や他自治体へ働き掛けると共に、身近な居住地の相談窓口を周知する必要がある。

オ 特異な預け入れ事例について：新規項目

ゆりかごの預け入れのシステムは、ゆりかごの扉を開け、保護者への手紙を取り、子どもを奥のベッドに寝かせることを前提としていたが、第3期では、ゆりかごの扉の外、扉と衝立の間(20cm)に子どもを置く事例があった。この事例では、アラーム及びインターホンが鳴り、病院のスタッフが直ぐに駆けつけ保護したため、子どもの安全に問題はなかったが、仮にインターホンを押さないままに立ち去った場合や、子どもが床に落下した場合等を考えるとゆりかごが抱える新たな危険性が改めて露見した。

どうしてこのような事例が起こったかは不明であるが、衝立が扉の十分な開きを塞いでいたため中に入れることができなかったか、気が動転していたのか、或いはゆりかごの扉等の説明文等が理解できず、預け入れの方法が分からなかった等の可能性が挙げられる。このため、今後このような事例が発生しないように、ハード的な改修を含め、預け入れ方法に関する説明文の表記及び図表記等を慈恵病院と検討している。

なお、この預け入れについては、ゆりかごの預け入れ事例として取り扱っているが、今後起こり得る特異な預け入れについては、子どもの安全を第一に考え、慈恵病院に安

全管理への更なる対応を求めつつ、その都度判断していく。

カ 障がいのある子どもの預け入れ事例について：新規項目

第1期から第3期の7年間に預け入れられた全101件の事例中、11件の障がいのある子どもの預け入れが起きている。子どもに障がいがあることが預け入れの理由かどうかは明らかとはなっていないが、決して少ないとは言えない状況であり、ゆりかごの新たな課題となる懸念がある。

また、第1期、第2期に預け入れられた子どもについて、預け入れられた当時は確認できなかったが、養育の過程で新たに障がい確認された事例がある。但し、保護者が預け入れ時に、この障がいを認識して預け入れに至ったのかは不明である。

(2) 児童相談所及び関係機関の対応

ア 保護者を探す努力について

預け入れに際し、預け入れに来た者との相談につながらなかった場合には、遺留品や残された手紙等の情報を手がかりとして児童相談所が身元判明のための社会調査を行っている。第3期については、第1期、第2期に比べ預け入れ時に接触できず、情報が全くなく手がかりがつかめない事例が多数見られた。

なお、遺留品等については、目録を作成のうえ、子どもとともに乳児院等施設の措置先に預けられ保管される。また、現金については、子ども名義の通帳に預金される。

イ 就籍手続きについて

第1期では、子どもの身元が不明のため熊本市が就籍手続きを行った後に、親が出生届を提出していたことが判明し、二重戸籍となった事例があった。このため、親による戸籍の訂正手続きを要した。第2期、第3期においては、早い段階で命名を行うものの、就籍までには十分な調査期間を経たうえで行っており、二重戸籍の問題は発生していない。しかし、身元不明の場合は、二重戸籍となる危険性は常に存在する。

(3) 預け入れ状況等の公表について

預け入れ状況の公表にあたっては、子どもの人権を守ることを第一とすべきであり、公表内容には十分な配慮が必要である。一方ではゆりかごへの預け入れの問題点（危険性）について広く理解を促し、安易にゆりかごへ預け入れがされないような報道が必要であり、今後とも公表のあり方について慎重に判断していく必要がある。

なお、ゆりかごの呼称については、マスメディアの中には「赤ちゃんポスト」の表現を用いているところがあるが、実際に子どもを養育している関係者から子どもを物のように扱う印象を与える呼称に対する懸念が出されており、継続して表現の見直しを求めていく。

3 預け入れられた子どものその後の援助に関する課題

(1) 児童相談所での保護・援助について

全国各地からゆりかごへの預け入れがある。このため、熊本市児童相談所は、平成22年度の全国児童相談所長会議において、預け入れられた子どもの社会調査とケース移管

後の子どもの状況についての調査への協力を依頼しており、全国の児童相談所の理解と協力により子どもの状況について、一定の現況把握ができています。

引き続き、熊本市児童相談所は、全国の児童相談所の協力を得ながら、子どもの状況を把握していく必要がある。

(2) 子どもの健全な成長の確保について

ゆりかご設置当初から課題として挙げられていたが、身元が判明しない場合、措置された施設や里親において、子どもを養育していくうえで、必要な情報が得られないため、様々な支障や困難が出てくることが懸念される。

将来にわたって子どもの健全な成長を確保する上で、身元の判明は重要な課題である。

また、すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人ひとりの個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきである。既に、国の施策においても児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護が進められているが、できるだけ家庭的な環境において子どもが養育されるよう施設、里親、グループホームにおける社会的養護の充実を更に推進していく必要がある。

(3) 家庭引き取りにおける措置解除の判断について

ゆりかご事例は、保護者等が養育することができず、最終的には、公的機関を利用することなく預け入れに至ったものである。預け入れ後に児童相談所が関わることになるが、その取り扱いは、あくまでも虐待事例となる。したがって、措置中の援助においても、措置解除の判断においても、虐待事例としての対応が求められる。

そのため家庭引き取りによる措置解除については、家庭での養育が可能かどうか極めて慎重な判断が必要である。

(4) 里親制度と養子縁組制度をめぐる課題について

ア 里親制度について

できるだけ早い時期から家庭的な環境で養護されることは、子どもの人格形成上、大変重要である。

里親制度について、県検証報告書においても里親制度の周知・広報を含めた制度の充実を図る必要が挙げられていたが、その後国においても家庭的な養護への政策転換が示され、里親制度の充実に向けた取り組みが推進されている。今後とも里親登録数を増やすための制度の周知・広報や、児童相談所をはじめとする行政機関等による里親支援の強化等をさらに進める必要がある。

イ 特別養子縁組について

特別養子縁組に関しては、これまでの検証報告において、

- ・親が判明しない事例で特別養子縁組が認容されるのか、判断が難しい
- ・養子縁組あっせんの実態が見えない状況がある
- ・特別養子縁組に至った場合、その後の公的なフォローができにくい

など、多くの課題が示されていた。

また、親が判明しない事例における特別養子縁組については、第1期において成立した事例は無かったが、第2期においては2件、第3期では6件成立しているものの、身元不明であるがゆえに縁組成立までに時間がかかっている。

ウ 預け入れ後相当の期間が経過してからの実親の判明について：新規項目

特別養子縁組成立後、また、特別養子縁組前提の里親委託中に実親が判明し、実親が子どもの引取りを希望する事例があった。身元不明の子どもの特別養子縁組については、このような問題が起こり得ることを念頭に置き進める必要がある。

エ 養子縁組あっせん事業について：新規項目

平成26年4月1日現在、社会福祉法第2条に規定する第2種社会福祉事業として届出を行っている養子縁組あっせん事業者は、慈恵病院の仲介業者を含め、全国で18事業者ある。なお、この中には14道府県の計20の産婦人科の病院や診療所が連携し、生みの親が育てられない子どもと、子育てを望む人を結ぶ特別養子縁組をあっせんするグループ「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」の4医療施設も含まれている。

厚生労働省は、養子縁組あっせんに関する本格的な調査、研究に乗り出し、望まない妊娠等で生まれた子どもを引き取る養父母の選定方法や、子どもを手放す親、子ども本人への支援といった課題を幅広く検討することとしている。また、自治体や民間団体ごとに手法が異なるあっせん事業に一定のモデルを提示し、今後の法整備や指針策定に生かすとしている。

このような民間及び国の養子縁組あっせん事業に関する積極的な動きがある中で、特別養子縁組後の子どもの思春期の時期に起こるであろうさまざまな問題への対応や縁組の告知等に対する支援の必要性やその方法について、国や関係機関においてこれまで十分な検討や議論がなされたとは言い難く、引き続き課題として残っている。

4 措置解除後の子ども及び里親等に対する援助について

家庭引取りや特別養子縁組成立後は、措置が解除され原則として、児童相談所との繋がりには消える。しかし、実親及び里親が行う養育において、成長に伴うさまざまな悩みを相談し、支援する機関として、児童相談所や里親会が必要とされているように、家庭引取りや特別養子縁組が成立した場合においても、子どもの成長に応じた適切な支援のあり方について検討する必要がある。また、実親及び里親に対する精神的なケアについても同様である。

5 出自が不明であることの課題について：新規項目

(1) 子どもについて：新規項目

ア 子どもの出自を知る権利について：新規項目

子どもは、独立した人格と尊厳を持ち、権利を享有し行使する主体であり、その権利は保障されなければならない。出自を知る権利は、人格を形成していく上での基礎となる権利であり、幸福の追求権として憲法上保障されるべき基本的人権である。また、我が国が批准している「子どもの権利条約」においても、子どもの出自を知る権利は、できる限り保障しなければならないと規定されているところである。しかしながら、匿名性

に重きを置いたゆりかごの運用は、こうした子どもの権利を損なうことにも繋がりがねない。

イ 子どもの成長等について：新規項目

- ① ゆりかご設置当初から課題として挙げられていたが、子どもの身元が判明していない場合、子どもを養育していくうえで、その子ども特有の身心の状況について必要な情報を得られないこともあり、様々な支障や困難が出てくるのが懸念される。
 - ・ ゆりかごへ預け入れられた子どもは、身元が不明ということで、家族及び親族の遺伝性疾患のリスクを知ることができないため、予防、早期発見、早期治療といった対策をとることができない。
 - ・ ゆりかごへ預け入れられた障がいや治療を要する子どもは、その症状等に関する情報がないことが多く、子どもの安全確保に関して、困難となることが予想される。
- ② 身元が判明していない子どもにとって、誰にでも起こる思春期の葛藤に加えて、自らの出自が分からないというさらに大きな精神的衝撃に直面することになり、精神的なケアを継続して行う必要がある。

(2) 父母について：新規項目

子どもの身元が判明していない場合、ゆりかごへ預け入れた理由が分からないため、同様の悩みを抱える実父母に対する様々な支援や援助を繋ぐことができないということになる。預け入れた理由が分かれば、行政の窓口や関係機関等における相談や支援について、どこに重点を置けばいいのか検討することが可能となる。このことにより、同じような悩みを抱える者が、子どもをゆりかごへ預け入れることなく育てることに繋がるかもしれない。

(3) 行政の手続きについて：新規項目

できるだけ早い時期から家庭的な環境で養育されることは、子どもの人格形成上、大変重要なことであるが、出自が不明な場合、実父母が名乗り出る可能性があることから養育里親及び特別養子縁組里親への委託には慎重にならざるを得ない。